

議第 1 号

王滝村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

王滝村公営企業の設置等に関する条例（昭和 61 年条例第 131 号）の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 1 月 23 日 提 出
王 滝 村 長 越 原 道 廣

令和 8 年 1 月 日 決
王滝村議会議長 下 出 謙 介

別紙（案）

王滝村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）

王滝村公営企業の設置等に関する条例（昭和61年王滝村条例第131号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第2項を次のように改める。

王滝村公営企業（以下「公営企業」という。）として、生活用水その他の浄水を村民に供給するため、簡易水道事業を設置する。

2 環境衛生の向上及び健全な発展に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資するために下水道事業を設置する。

第2条第3項を削る。

第3条第1項を次のように改める。

法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、前条第1項及び第2項に掲げる事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用するものとする。

第3条第2項を削る。

第4条第2項及び第3項を次のように改める。

2 簡易水道事業の名称及び給水区域は、王滝村営水道条例（平成10年王滝村条例第8号）第4条及び王滝村営おんたけ高原簡易水道条例（平成10年王滝村条例第9号）第4条に定めるところによる。

3 下水道事業の排水施設の名称並びに処理施設の名称、位置及び処理対象区域は、王滝村農業集落排水施設条例（平成3年王滝村条例第22号）第3条第2項及び王滝村簡易排水施設条例（平成6年王滝村条例第3号）第3条第2項に定めるところによる。

第4条第4項を削る。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

王滝村公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改正後	改正前
<p>(公営企業の設置)</p> <p>第2条 <u>王滝村公営企業（以下「公営企業」という。）として、生活用水その他の浄水を村民に供給するため、簡易水道事業を設置する。</u></p> <p>2 <u>環境衛生の向上及び健全な発展に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資するために下水道事業を設置する。</u></p>	<p>(公営企業の設置)</p> <p>第2条 <u>王滝村公営企業（以下「公営企業」という。）として、観光施設事業を設置する。</u></p> <p>2 <u>生活用水その他の浄水を村民に供給するため、簡易水道事業を設置する。</u></p> <p>3 <u>環境衛生の向上及び健全な発展に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資するために下水道事業を設置する。</u></p>
<p>(法の適用)</p> <p>第3条 <u>法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第1条第2項の規定に基づき、前条第1項及び第2項に掲げる事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用するものとする。</u></p>	<p>(法の適用)</p> <p>第3条 <u>法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「施行令」という。）第1条第2項の規定に基づき、第2条第1項に掲げる事業に法の規定の全部を昭和61年11月1日から適用するものとする。</u></p> <p>2 <u>法第2条第3項及び施行令第1条第2項の規定に基づき、第2条第2項及び第3項に掲げる事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用するものとする。</u></p>
<p>(経営の基本)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 <u>簡易水道事業の名称及び給水区域は、王滝村営水道条例（平成10年王滝村条例第8号）第4条及び王滝村営おんたけ高原簡易水道条例（平成10年王滝村条例第9号）第4条に定めるところによる。</u></p> <p>3 <u>下水道事業の排水施設の名称並びに処理施設の名称、位置及び処理対象区域は、王滝村農業集落排水施設条例（平成3年王滝村条例第22号）第3条第2項及び王滝村簡易排水施設条例（平成6年王滝村条例第3号）第3条第2項に定めるところによる。</u></p>	<p>(経営の基本)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 <u>観光施設事業の施設は、別表に定めるところによる。</u></p> <p>3 <u>簡易水道事業の名称及び給水区域は、王滝村営水道条例（平成10年王滝村条例第8号）第4条及び王滝村営おんたけ高原簡易水道条例（平成10年王滝村条例第9号）第4条に定めるところによる。</u></p> <p>4 <u>下水道事業の排水施設の名称並びに処理施設の名称、位置及び処理対象区域は、王滝村農業集落排水施設条例（平成3年王滝村条例第22号）第3条第2項及び王滝村簡易排水施設条例（平成6年王滝村条例第3号）第3条第2項に定めるところによる。</u></p>

改正後	改正前																																									
	<p>別表（第4条関係）観光施設事業</p> <p>（1）村の観光事業の振興を図るため、観光施設事業を行う。</p> <p>ア スキーリフト施設</p> <table border="1" data-bbox="1149 338 2141 1136"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th rowspan="2">名称</th> <th colspan="2">位置</th> <th rowspan="2">線路延長 (m)</th> </tr> <tr> <th>線路の起点</th> <th>線路の終点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">特殊索 道</td> <td>御岳第4ペアリフトA線</td> <td>王滝村3162</td> <td>王滝村3162</td> <td>676.77</td> </tr> <tr> <td>同 4ペアリフトB線</td> <td>同 3162</td> <td>同 3162</td> <td>676.77</td> </tr> <tr> <td>同 4ペアリフトD線</td> <td>同 3162</td> <td>同 3162</td> <td>640.99</td> </tr> <tr> <td>同 5クワッドリフト</td> <td>同 3162</td> <td>同 3162</td> <td>1,183.56</td> </tr> <tr> <td>御岳チャンピオン クワッドリフト</td> <td>同 3159 - 10</td> <td>同 3162</td> <td>1,287.97</td> </tr> <tr> <td>御岳第7 クワッドリフト</td> <td>同 3162</td> <td>同 3162</td> <td>799.90</td> </tr> <tr> <td>普通索 道</td> <td>御岳ゴンドラリフト 山頂線</td> <td>同 3162</td> <td>同 3162</td> <td>2,425.93</td> </tr> </tbody> </table>					種類	名称	位置		線路延長 (m)	線路の起点	線路の終点	特殊索 道	御岳第4ペアリフトA線	王滝村3162	王滝村3162	676.77	同 4ペアリフトB線	同 3162	同 3162	676.77	同 4ペアリフトD線	同 3162	同 3162	640.99	同 5クワッドリフト	同 3162	同 3162	1,183.56	御岳チャンピオン クワッドリフト	同 3159 - 10	同 3162	1,287.97	御岳第7 クワッドリフト	同 3162	同 3162	799.90	普通索 道	御岳ゴンドラリフト 山頂線	同 3162	同 3162	2,425.93
種類	名称	位置		線路延長 (m)																																						
		線路の起点	線路の終点																																							
特殊索 道	御岳第4ペアリフトA線	王滝村3162	王滝村3162	676.77																																						
	同 4ペアリフトB線	同 3162	同 3162	676.77																																						
	同 4ペアリフトD線	同 3162	同 3162	640.99																																						
	同 5クワッドリフト	同 3162	同 3162	1,183.56																																						
	御岳チャンピオン クワッドリフト	同 3159 - 10	同 3162	1,287.97																																						
	御岳第7 クワッドリフト	同 3162	同 3162	799.90																																						
普通索 道	御岳ゴンドラリフト 山頂線	同 3162	同 3162	2,425.93																																						
	<p>イ 宿泊・休憩施設</p> <table border="1" data-bbox="1149 1200 2141 1436"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>規模</th> <th>収容人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊 休憩</td> <td>御岳高原 管理センター</td> <td>木曽郡 番地 王滝村 3159 - 3</td> <td>鉄骨造二階建 延面積696.20㎡</td> <td>50人</td> </tr> </tbody> </table>					区分	名称	位置	規模	収容人員	宿泊 休憩	御岳高原 管理センター	木曽郡 番地 王滝村 3159 - 3	鉄骨造二階建 延面積696.20㎡	50人																											
区分	名称	位置	規模	収容人員																																						
宿泊 休憩	御岳高原 管理センター	木曽郡 番地 王滝村 3159 - 3	鉄骨造二階建 延面積696.20㎡	50人																																						

改正後	改正前				
	宿泊 休憩	御岳スキー場宿舎	同 3162	鉄筋コンクリート造り 〃 1,976.30	61
	休憩	プラザオリオン	同 3162	鉄骨造り二階建 〃 1,641.82	300
	休憩	レストラン 「モンブラン」	同 3162	同 (二階) 〃 209.37	84
	休憩	ステーキハウス 「モンブラン」	同 3162	同 (一階) 〃 85.05	30
	休憩	展望喫茶 「ベルン」	同 3162	同 〃 262.15	64
	休憩	第7休憩所	同 3162	鉄骨造り平屋建 〃 131.47	30
	休憩	三笠の森駅 食堂施設	同 3162	鉄筋コンクリート造り 〃 734.52	150
	休憩	スキー場入浴施設 「ざぶん」	同 3162	鉄骨造り二階建 〃 1,660.53	250
ウ その他スキー場施設					